

令和 5 年度野辺地町空き家取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家の利活用と町への定住を促進し、人口減少克服による持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的として、野辺地町空き家等バンク制度実施要綱（令和 3 年野辺地町告示第 9 5 号）に規定する空き家等バンク（以下「空き家等バンク」という。）に登録された空き家の取得費の一部について令和 5 年度野辺地町空き家取得費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和 5 6 年野辺地町規則第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する居住の用に供する一戸建ての建物（個人が所有しているものであって、現に居住者がいないものに限る。）であって、空き家等バンクに登録されているものをいう。
- (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条の規定により策定した野辺地町立地適正化計画で位置づける居住誘導区域をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者等の 3 親等以内の親族でない者
- (2) 自己の居住用として空き家を取得し、当該空き家を 5 年以上利活用することを誓約する者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

(補助の対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、令和 5 年度内に取得が完了する空き家の売買契約書に記載された金額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、3 0 万円を限度とする。ただし、当該空き家が居住誘導区域内にある場合は、5 0 万円を限度とする。

2 前項の規程により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野辺地町空き家取得費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、空き家を取得する前までに町長に申請しなければならない。

- (1) 空き家の売買価格が分かる書類
- (2) 誓約書兼同意書（様式第1号別紙）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、野辺地町空き家取得費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

（交付決定内容の変更及び承認）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容に変更が生じるときは、野辺地町空き家取得費補助金変更（中止）交付申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）に第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、野辺地町空き家取得費補助金変更（中止）交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第8条 補助事業者は、空き家の取得が完了した日から30日以内又は令和6年3月末日のいずれか早い日までに、野辺地町空き家取得費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の売買契約書の写し
- (2) 空き家の取得に係る領収書の写し
- (3) 取得した空き家の写真
- (4) 取得した空き家の登記事項証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、野辺地町空き家取得費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、野辺地町空き家取得費補助金請求書(様式第7号)により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金の交付決定を受けた日から5年を経過する前に町から転出したとき。
- (2) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- (5) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、前項第1号により返還を求める金額は次の表のとおりとする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

居住年数	返還金額
1年未満	補助金の100%
1年以上2年未満	補助金の80%
2年以上3年未満	補助金の60%
3年以上4年未満	補助金の40%
4年以上5年未満	補助金の20%

(補則)

第11条 補助事業者は、補助金に関する事項を明らかにする書類等を整理し、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が別に定める

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定について、

同日以後もなおその効力を有する。

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者

住所

氏名

電話番号

野辺地町空き家取得費補助金交付申請書

野辺地町空き家取得費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

取得する空き家の所在地	野辺地町字
空き家等バンク登録番号	
居 住 誘 導 区 域	☐ 区域内 ・ ☐ 区域外
仲 介 業 者 名	
空き家の売買契約予定日	年 月 日
空 き 家 の 取 得 予 定 日	年 月 日
空 き 家 の 取 得 額	円
補 助 申 請 額	円
添 付 書 類	☐空き家の売買価格が分かる書類 ☐誓約書兼同意書（様式第 1 号別紙） ☐その他町長が必要と認める書類 （申請者の本人確認書類： マイナンバーカード、自動車運転免許証等）

誓約書兼同意書

私は、野辺地町空き家取得費補助金の交付申請にあたり、下記のとおり誓約及び同意します。

また、これらにおいて事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議申立てを行いません。

記

- ☐ 私は、町に定住するため、取得した空き家を 5 年以上利活用することを誓約します。
- ☐ 私及び世帯員は、私及び世帯員の住民登録の状況、町税等の納付状況及び他の公的補助金等の適用状況について、町が関係機関等に確認を行うことに同意します。
- ☐ 私が取得する空き家は、3 親等以内の親族が所有しているものではありません。
- ☐ 私及び世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではなく、また、暴力団員と密接な関係を持っていません。
- ☐ 私は、取得した空き家を、現時点及び将来にわたり暴力団事務所などの反社会的勢力及び宗教的活動の拠点として使用すること又は使用させることはしません。
- ☐ 私及び世帯員は、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察等に対して世帯員名簿の照会が行われる場合があることに同意します。

※上記の□にチェックを記入してください。すべてにチェックがない場合、補助金の交付対象とはなりません。

年 月 日

（自署欄）申請者

号
年 月 日

様

野辺地町長

野辺地町空き家取得費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野辺地町空き家取得費補助金について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 空き家の概要

所 在 地	野辺地町字
空き家等バンク登録番号	
居 住 誘 導 区 域	☐ 区域内 ・ ☐ 区域外
空き家の売買契約予定日	年 月 日
空き家の取得予定日	年 月 日
空き家の取得額	円

3 交付決定に付した条件

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保してはならない。
- (2) 補助事業の内容が変更となった場合においては、速やかに野辺地町空き家取得費補助金変更（中止）交付申請書を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

野辺地町空き家取得費補助金変更（中止）交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた野辺地町空き家取得費補助金について、野辺地町空き家取得費補助金交付要綱第 7 条の規定により交付決定の内容を変更したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

変更後の補助金 交 付 申 請 額			変更前の交付決定額 円
変 更 の 内 容 ※該当する項目のみ記入してください。	空 き 家 の 取 得 額	変更後 円	変更前 円
	空き家の売買契約予定日	変更前	変更後
	空き家の取得予定日	変更前	変更後
変更（中止）の理 由			
添 付 書 類	☐ 空き家の売買価格が分かる書類 ☐ 誓約書兼同意書（様式第 1 号別紙） ☐ その他町長が必要と認める書類 （申請者の本人確認書類： マイナンバーカード、自動車運転免許証等）		

※添付書類は、変更等に関係するものを添付してください。

号
年 月 日

様

野辺地町長

野辺地町空き家取得費補助金変更（中止）交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定を通知した野辺地町空き家取得費補助金については、野辺地町空き家取得費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 _____ 円
- 2 変 更 の 理 由

年 月 日

野辺地町長 宛

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

野辺地町空き家取得費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた野辺地町空き家取得費補助金について、補助事業が完了したので、野辺地町空き家取得費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

取 得 物 件 の 所 在 地	野辺地町字
空き家等バンク登録番号	
売 買 契 約 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
居 住 誘 導 区 域	☐ 区域内 ・ ☐ 区域外
空 き 家 の 取 得 額	円
補 助 金 の 額	円
添 付 書 類	☐ 空き家の売買契約書の写し ☐ 空き家の取得に係る領収書の写し ☐ 取得した空き家の写真 ☐ 取得した空き家の登記事項証明書 ☐ その他町長が必要と認める書類

号
年 月 日

様

野辺地町長 印

野辺地町空き家取得費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった野辺地町空き家取得費補助金については、野辺地町空き家取得費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

野辺地町長 宛

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

野辺地町空き家取得費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により確定決定を受けた野辺地町空き家
取得費補助金について、野辺地町空き家取得費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 の 種 類	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

※申請者（補助事業者）名義の口座を記入してください。
※通帳の、口座名義人のフリガナが記載された部分の写しを添付してください。